

提出されたご意見とそれに対する県及び熊本地域11市町村の考え方

	項目	ご意見等の内容	県及び熊本地域11市町村の考え方	対応内訳
1	Ⅲ 第二期管理計画の策定の考え方	2030年までの「将来予測」シミュレーションで「地下水の持続的利用に影響はない」と結論づけることは無責任であり、計画期間5年間は適当ではないため、現行計画のように長期的な計画を策定すべき。	熊本地域では、半導体産業の更なる集積のため取り組んでおりますので、今後、半導体関連工場の進出等の社会状況の更なる変化が見込まれます。そのような変化にフレキシブルに対応していくよう、計画期間を5年間としています。 また、将来にわたり持続可能な地下水利用の環境を保全するため、本計画以降も見据えた地下水保全に関する長期的なビジョンとして、熊本地域が目指す地下水保全の姿(将来像)を設定しています。 さらに本計画では、涵養域の減少を抑制する方策等の調査研究など、本計画以降を見据えた取組にも着手することとしています。 社会状況の変化に対応して5年ごとに計画を見直し、「熊本の宝である地下水の恵みを守り継いでいく熊本地域」の実現のため、引き続き取り組んで参ります。	対応5 (その他)
2	Ⅵ 保全目標の設定 4 地下水質目標	国際的動向、国内法令に照らして「水質保全目標」の対象物質にPFASを加えるべき。	有機フッ素化合物(PFAS類)については、現時点で国は環境基準を定めていません。しかし、PFOS・PFOAは「公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として要監視項目に設定されています。 このように、有機フッ素化合物(PFAS類)については、国(環境省)において更なる科学的知見等の充実を図るとともに、規制や管理の在り方について検討が進められています。今後の国の動向を注視し、必要な検討を行うとともに、水質汚濁防止法に基づき県内の河川や地下水などのPFOS及びPFOAの水質調査を実施し、継続的な監視を行って参ります。	対応5 (その他)
3	Ⅶ 基本的施策3 涵養域の保全に取り組む【涵養域の確保】	水源涵養林の整備について、適切な間伐等の保育管理の必要性について記載を追加すべき。	御意見を踏まえ、基本施策3の(2)水源涵養林の整備を以下のとおり修正します。 (2)水源涵養林の整備 ・地下水涵養林の整備事業 [県、市町村、財団] 水源涵養効果の高い森林整備・保全是重要な対策であるため、計画的な間伐等により、公有林等の整備を引き続き推進するとともに、国、県、各団体等の補助整備等を活用した森林整備等の促進を図る。	対応1 (補足修正)